

(様式3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	岐阜県	市町村名	多治見市	大学名	
派遣日	令和6年8月2日（金曜日）	9:30～12:00			
	9:30 挨拶：多治見市教育委員会副教育長				
	9:35 多治見市の取組と課題：多治見市教育推進課主幹				
	9:55 研修の経緯、目的、講師紹介：多治見市外国籍等児童生徒相談員				
	10:00 講義「子どものもつすべてのことばに光をあてよう」：講師 小島 祥美氏				
	11:30 ワークショップ 「子どもの本質を見抜くためのトランスランゲージングレンズの使い方」				
	12:00 終了				
実施方法	※いずれかに○をつけてください。	<input checked="" type="radio"/> 派遣	/	<input type="radio"/> 遠隔	
派遣場所	多治見市役所 駅北庁舎 4階 大ホール				
アドバイザー氏名	東京外国語大学多言語 多文化センター長 准教授 小島 祥美氏				
相談者	多治見市教育委員会 多治見市立小中学校長・教頭・教諭・多治見市外国籍等児童生徒相談員・支援員				
相談内容	1、外国人児童生徒が置かれている現状（背景理解） 2、文部科学省の動向（2020年指針の内容など） 3、2022年度文部科学省委託「令和4年度高等教育学校等に置ける日本語能力評価に関する予備的調査研究事業」からの学びと評価の在り方について 4、3の知見から、本市の小中学校で実践できる具体的な指導方法および指導者（先生方）への個別助言など 5、その他、岐阜県公立高校での日本語指導にかかわる実践について				
派遣者からの指導助言内容	1、「外国人児童生徒が置かれている現状（背景理解）」（R4年度外国人の子どもの就学状況等調査より） ・2020年の初の外国籍児童生徒の不就学調査は約18%が不就学であったが、現在は約8.4%である。 ・多治見市は岐阜県内で第8位に外国籍児童生徒が多く在住するが、不就学はゼロであることから、多治見市の支援体制が功をなしていると評価できる。 2、「文部科学省の動向（2020年指針の内容など）」 ・小島先生の経歴より、調査から法整備に至る経緯の説明。 ・DLAのJSL参照枠の説明。（現在DLAは改訂中であり、JSL参照枠に代わって新しい評価を策定中であるため、今後に注視すること。） 3、「2022年度文部科学省委託「令和4年度高等教育学校等に置ける日本語能力評価に関する予備的調査研究事業」からの学びと評価の在り方について」 ・「日本語が得意」でも国語が得意とは限らない。多言語で育つ子どものことばの力はどちらの言語の力も等しくない。 ・子どもの言語能力の三側面（会話の流暢度、弁別的言語能力、教科学習言語能力）を捉え、公正な指導と評価の一体化を目指すことが大切である。 ・児童の発達に合わせた指導を考える際は、「日本語の知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」とは切り離して考えるべきである。日本語の助詞や漢字表記といった知識・技能の指導に偏るのではなく、当該児童のもつ母語の力も含めて思考力を伸ばすことを意識しなければならない。				

(様式3)

	<p>4、「3の知見から、本市の小中学校で実践できる具体的な指導方法および指導者（先生方）への個別助言など」</p> <ul style="list-style-type: none">複数言語の「深層面」と「表層面」や、ZPD（発達の最近接領域）を見極め、子どもの本質、本来の力を知ること＝「トランスランゲージングレンズを正しく使いこなすこと」が、公正な指導、支援に繋がる。多言語で育つ子どもを「日本語指導が必要な子」ではなく、「日本語もできる子ども」であると捉えること。どちらの言語でも経験や学習は、子どもの中に生き続け、人生を豊かにする。家庭では豊かな母語のシャワーを、学校では日本語のシャワーを、より子どもたちに浴びせることで発達段階の子どもの「ことば」を育てることができる。 <p>5、その他、岐阜県公立高校での日本語指導にかかる実践について</p> <ul style="list-style-type: none">「ことば」に光をあてた見極めと公正な指導の結果、岐阜県立東濃高校の多言語で育つ生徒たちの成長が著しい。「ことば」とは、「家庭・家族と繋がるため」、「ルーツ・アイデンティティを支えるため」、「<わたし>を伝えるため」である。さらに、「学習理解のため」、「知識のもとにするため」、「家族以外の他者とつながるため」、「思考のため」の「ことば」である。後者の「ことば」を豊かにするのは、学校の教職員であるということを再度意識し、児童生徒に声を掛け、指導に生かすことが大切である。「日本語指導」とは単に「日本語を教えること」ではなく、「日本語で経験を積ませることであり、それを肯定する場を設けることである」と意識する。子どもの基礎教育の場である義務教育の小中学校は「日本語学校」ではないことを再度意識し、トランスランゲージングレンズを使いこなし、子どもの「本来の力」を見極め、子どもを認め、励まし、子どもの「日本語での学び」を後押しすることが小中学校の教職員の役割である。
相談後の方針の変化、今後の取組方針等	<ul style="list-style-type: none">「外国籍」＝「通訳」、「日本語指導の専門職員による取り出し授業」のイメージを参加した教職員からは払拭するという大きな成果を得られた。「日本語が話せるから大丈夫」だと思われていた児童生徒についても、要支援の可能性があることを周知できた。管理職・担任からは、学校内での研修も必要だという声が多かったため、市教委主体で職員会、打ち合わせ時等に実施できる研修を準備していく。「個別の指導計画」には、「日本語指導」の観点のみならず、「校内でできること」や「配慮」についても記載していく。今後も、定期的なDLA実施は継続し、「表層面」に囚われず「深層面」を探り、子どもの持つ「ことば」を見極めるための「取り出し授業」、「入り込み支援」を意識し、個別の指導計画を作成していく。子どもの「本来の力」を校内で共有できるよう、今後も日々の報告ファイル記載内容、記録の使い方を工夫する。

1枚にまとめる必要はありませんので詳細に記載願います。

なお、本報告書の内容は、文部科学省ホームページで公開いたします。